



区画整理だより 第111号

令和8年7月27日

盛夏の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今号では第52回土地区画整理審議会の審議内容のご報告、および換地計画（第1工区）の縦覧についてお知らせいたします。

第52回土地区画整理審議会の開催概要

日 時：令和8年7月24日（金） 午前10時から午前11時まで

場 所：駅北口まちづくり事務所 会議室

内 容：（1）議案第1号 和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の
換地計画（第1工区）の決定について（諮問）

（2）議案第2号 和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の
換地計画の軽微な修正又は変更について（諮問）

諮問について個人情報を含む内容のため、非公開で行いました。

※換地計画とは、土地区画整理事業において、従前の土地やそれに関する権利が、事業施行後にどのように配置（換地）されるかを定める計画をいいます。今回、市街地再開発事業の事業計画認可の申請に先立ち、第1工区（市街地再開発事業の対象となる施行地区）について換地計画を定めます。

●土地区画整理事業・市街地再開発事業に関するお問い合わせ先

〒351-0111 和光市下新倉1丁目5番55号 駅北口まちづくり事務所

TEL：048-450-1602 FAX：048-450-1603



裏面あり

換地計画（第1工区）の縦覧について

和光市駅北口地区市街地再開発準備組合で実施予定の市街地再開発事業の事業計画認可の申請に先立ち、土地区画整理法第86条第1項および第3項に基づき第1工区について換地計画を定めるため、同法第88条第2項に基づき縦覧します。（市街地再開発事業の対象となる施行地区を第1工区、それ以外を第2工区と設定しています）

■縦覧期間 令和8年8月4日(火)～令和8年8月17日(月)

■時刻 9時00分～16時30分

■場所 駅北口まちづくり事務所

■対象 どなたでも可能

意見書提出について

土地区画整理法第88条第3項に基づき、換地計画について意見書の提出が可能です。

意見書については、同法第88条第6項に基づき、土地区画整理審議会に付議されます。

■提出期間 令和8年8月4日(火)～令和8年8月17日(月) ※1

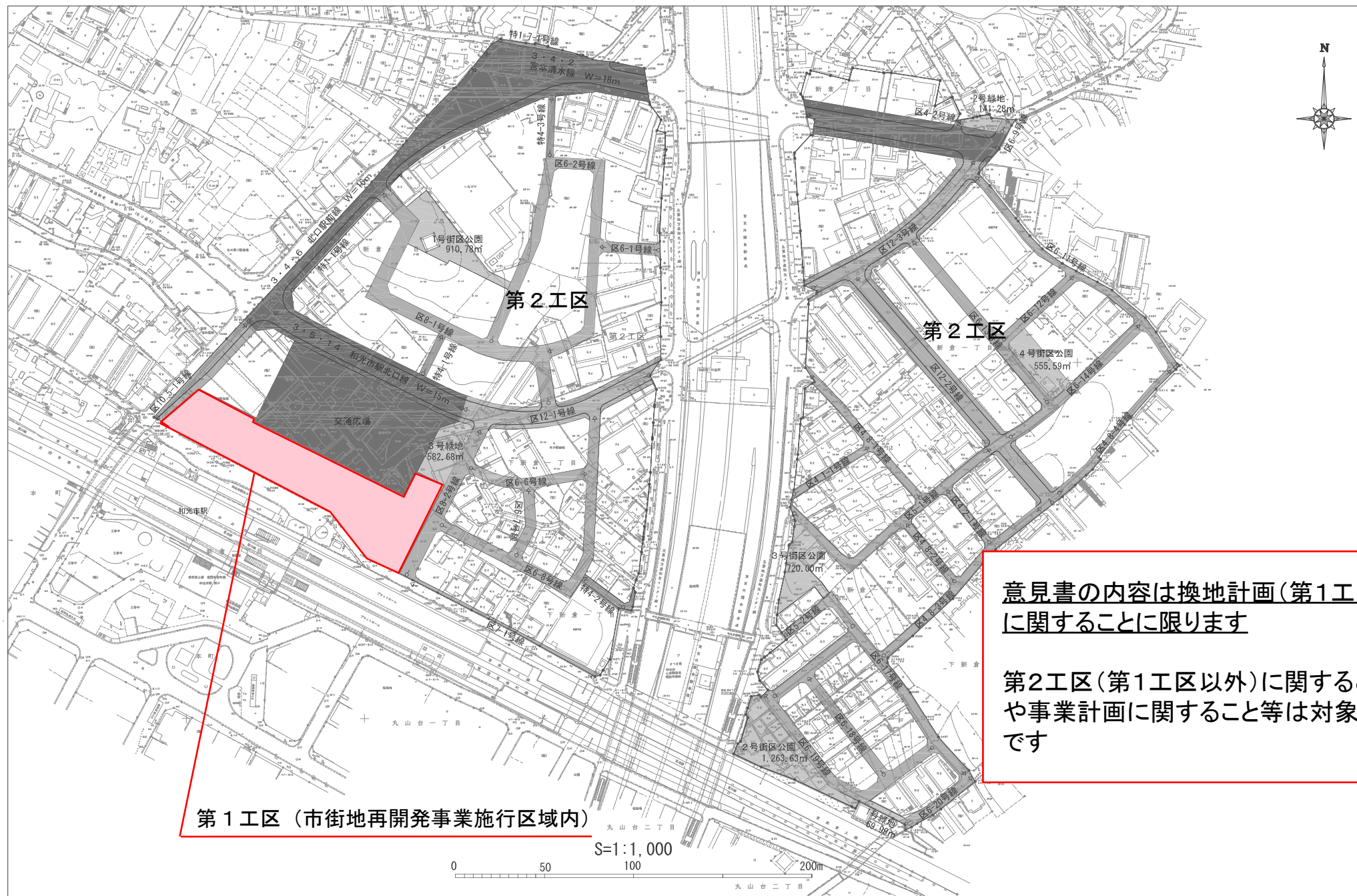
■提出先 施行者 和光市 代表者 和光市長 柴崎 光子
(〒351-0111 和光市下新倉 1-5-55 駅北口まちづくり事務所 宛)

■対象 利害関係者※2

※1 消印有効、また、提出期限が経過した場合でも、容認すべき事由がある場合は受理することができます。（土地区画整理法第134条第1項および第2項）

※2 事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は事業に関係のある水面について権利を有する者（土地区画整理法第20条第2項）

- 意見書の内容は換地計画（第1工区）に関することに限ります。第2工区に関することや事業計画に関すること等は対象となりません。（土地区画整理法第88条第3項）
- 持参若しくは郵送にてご提出ください。Eメール、FAXによるご提出はできません。
- 意見書の様式は市ホームページからダウンロードできます。また、駅北口まちづくり事務所で配布しております。
- ご不明な点がございましたらお問い合わせください。



意見書の内容は換地計画(第1工区)
に関することに限ります

第2工区(第1工区以外)に関すること
や事業計画に関すること等は対象外
です

第1工区（市街地再開発事業施行区域内）

S=1:1,000

0 50 100 200m

丸山台二丁目